

知事が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 33 号

知事が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う政策等の評価に関する規則（平成 15 年岩手県規則第 116 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(政策評価の時期)</p> <p>第 2 条 政策評価は、毎年度、<u>7 月末日</u>までに行うものとする。</p> <p>(事務事業評価の時期)</p> <p>第 6 条 事務事業評価は、毎年度、<u>10 月末日</u>までに行うものとする。</p> <p>(公共事業評価の対象)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(公共事業評価の時期)</p> <p>第 10 条 公共事業評価（事後評価を除く。<u>以下同じ。</u>）は、毎年度、11 月末日までに行うものとする。ただし、事前評価及び前条第 2 項第 5 号に掲げる事業について行う再評価にあっては、この限りでない。</p> <p>(公共事業評価の基準)</p> <p>第 11 条 公共事業評価の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(公共事業評価の方法)</p> <p>第 12 条 公共事業評価の方法は、その対象とする事業の箇所ごとに、前条各号に掲げる基準を総合的に勘案して、当該事業の必要性等を検証することにより、当該事業を実施し、又は継続することが適切であるかどうかを判定することによるものとする。ただし、継続評価にあっては、前条第 1 号に掲げる基準に基づき、当該事業を継続することが適切であるかどうかを判定することによるものとする。</p>	<p>(政策評価の時期)</p> <p>第 2 条 政策評価は、毎年度、<u>11 月末日</u>までに行うものとする。</p> <p>(事務事業評価の時期)</p> <p>第 6 条 事務事業評価は、毎年度、<u>11 月末日</u>までに行うものとする。</p> <p>(公共事業評価の対象)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 公共事業評価のうち事後評価は、第 1 項に規定する事業のうち別に定めるものについて行うものとする。</u></p> <p>(公共事業評価の時期)</p> <p>第 10 条 公共事業評価（事後評価を除く。）は、毎年度、11 月末日までに行うものとする。ただし、事前評価及び前条第 2 項第 5 号に掲げる事業について行う再評価にあっては、この限りでない。</p> <p><u>2 公共事業評価のうち事後評価の時期については、別に定める。</u></p> <p>(公共事業評価の基準)</p> <p>第 11 条 公共事業評価（<u>事後評価を除く。</u>）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(公共事業評価の方法)</p> <p>第 12 条 公共事業評価（<u>事後評価を除く。</u>）の方法は、その対象とする事業の箇所ごとに、前条各号に掲げる基準を総合的に勘案して、当該事業の必要性等を検証することにより、当該事業を実施し、又は継続することが適切であるかどうかを判定することによるものとする。ただし、継続評価にあっては、前条第 1 号及び<u>第 3 号</u>に掲げる基準に基づき、当該事業を継続することが適切であるかどうかを判定することによるものとする。</p> <p><u>2 公共事業評価のうち事後評価の方法は、その対象となる事業によって整備された施設を利用する者等からの意見聴取、当該事業の自然環境への影響等についての確認及び当該事業の効果等について検証することにより、当該事業と同種の事</u></p>

<p>(大規模事業評価の対象)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 第9条第2項の規定は、<u>大規模事業評価のうち再評価の対象について準用する。</u></p> <p>(大規模事業評価の時期)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 <u>第10条の規定は、大規模事業評価のうち継続評価及び再評価の時期について準用する。</u></p> <p>(大規模事業評価の方法)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 <u>第12条の規定は、大規模事業評価のうち継続評価及び再評価の方法について準用する。</u></p>	<p><u>業の実施方法及び事後評価の方法の見直し等の必要性を検討することによるものとする。</u></p> <p>(大規模事業評価の対象)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 第9条第2項の規定は大規模事業評価のうち再評価の対象について、<u>同条第3項の規定は大規模事業評価(条例第4条第1項第4号イに掲げる事業に係るものを除く。)</u>のうち事後評価の対象について準用する。</p> <p>(大規模事業評価の時期)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 <u>第10条第1項の規定は大規模事業評価のうち継続評価及び再評価の時期について、同条第2項の規定は大規模事業評価(条例第4条第1項第4号イに掲げる事業に係るものを除く。)</u>のうち事後評価の時期について準用する。</p> <p>(大規模事業評価の方法)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 <u>第12条第1項の規定は大規模事業評価のうち継続評価及び再評価の方法について、同条第2項の規定は大規模事業評価(条例第4条第1項第4号イに掲げる事業に係るものを除く。)</u>のうち事後評価の方法について準用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。